

三芳町立小中学校の再編について
(答申)

三芳町学校再編等審議会

目次

答申にあたって	3
1 審議について	5
2 答申（結論）	6
3 統合の実施に係る条件	8
(1) 通学	
(2) 心のケア	
(3) 放課後への配慮	
(4) 保護者・地域	
(5) その他	
4 終わりに	11
資料	13

答申にあたって

三芳町学校再編等審議会会長 佐藤 和秀

今後、わが国で少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。三芳町においても、児童生徒数は減少傾向にあり、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応は、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であります。

このような状況の中、三芳町教育委員会では、望ましい学校教育環境を整備し、町立小中学校の適正規模適正配置について検討するため、令和4年5月に三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会を設置しました。検討委員会では、三芳町の小中学校の現状と課題の検討、児童生徒、保護者、地域住民、教職員へのアンケート調査の実施等を通して議論を深め、三芳町における望ましい学校の適正規模適正配置について令和4年12月に「三芳町小中学校適正規模適正配置報告書」をまとめました。報告書では、「多様な人間関係を育み、児童生徒のよりよい教育活動を展開するために、望ましい適正規模に適合するよう検討をする必要がある。」とされています。

本報告書を受け、三芳町教育委員会では、今後の三芳町立小中学校の適正な規模及び配置の基本となる方針として、令和5年2月に「三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針」（以下、「基本方針」）を定めました。基本方針において「今後、学校の適正規模・適正配置に係る検討を深化させていくこととします。検討に際しては、三芳町学校再編等審議会を設置して、学校再編計画について諮問することとします。」と示されています。

三芳町学校再編等審議会（以下、「審議会」）は、三芳町学校再編等審議会条例（条例第15号）に基づき設置されました。審議会は、三芳町長及び三芳町教育委員会より、令和5年7月20日に下記の諮問を受けました。

諮問事項

三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針による該当校である

- ・ 上富小学校
- ・ 竹間沢小学校
- ・ 三芳町立各中学校

の再編時期を含めた学校再編について

本諮問を受け、「上富小学校」「竹間沢小学校」「町内3中学校」に係る統廃合の是非について結論を出すために、三芳町の人口推計、学校施設に係る検討をはじめ、統廃合のメリットとデメリットについての討議、保護者等へのアンケートを実施するなど、およそ1年半、計11回にわたって審議を重ね、本答申の作成に向けて取り組んでまい

りました。

答申を出すにあたっては、町、ひいては全国的な人口減少、少子化の影響から、1校あたり、1学年あたりのクラス数が減少していく状況や、保護者等からのアンケート結果を踏まえつつ、様々な視点から様々な意見が出され、審議が進められました。審議にあたっては、子どもへの教育効果を第一として、人間関係の形成はどうか、通学が可能であるかということを中心として協議を行いました。

なお、1年半に及ぶ審議においては、子どもを増やすまちづくりについての意見も多く出されたところです。本答申は、審議時点での少子高齢化や人口減少が進むであろうデータを基礎とした協議によるものとなっていますので、今後の人口の推移などにより、本答申の内容にとらわれない検討が改めて必要であると考えます。あくまで、諮問に基づいた検討時点における今後の人口推移や推計を前提とした協議の結果による答申であることにご留意ください。

1 審議について

審議会では、まず、以下のような点で小規模校のよさを捉えました。

- 1) 教員の目が行き届きやすく、一人一人にきめ細かな指導が行いやすい
- 2) 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- 3) 一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- 4) 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- 5) 学年の枠を超えた活動の機会が多くなり、異年齢間の交流がしやすい

一方で、小規模校において実現が難しいことについても議論し、小規模校を解消することで下記のような可能性が見出せると捉えました。

- 1) 固定化された人間関係の中で生まれる諸課題を解消するとともに、多様な人間関係を築くことができるクラス替えが可能となる
- 2) 特に高学年において、役割や負担の集中を解消することができる
- 3) 少人数指導、T T、教科担任制、専科指導など教員の専門性や教科の特性、児童の実態に応じた多様な指導体制を取ることができる
- 4) 業務分担による負担軽減を図り、働き方改革を推進することができる
- 5) 教材研究、授業準備、学年学級経営を協働で行うことができ、日常的な業務の中で教員の資質向上を推進することができる
- 6) 教員が欠けた場合のフォロー体制がとりやすく、児童の学びへの影響を軽減できる
- 7) 体育、音楽、特別活動、学校行事などで、多様な種目や形態での集団活動を行うことができる
- 8) クラブ活動や委員会活動などで、児童の興味関心に応じた活動の場が確保できる

以上のようなことから、本審議会では、公教育においては、集団の中で多様な考えに触れ、多様な人間関係を育み、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくこと、社会性や協調性を育む環境づくりを進めることが必要であること、また、教員が指導力を向上させつつ負担軽減による働き方改革を進める環境づくりを進めること、一定の教員数を確保していく観点からも基本方針に示す規模を保てるよう、三芳町においても再編を進める必要があると結論付けました。

学校再編の実施においては、解決すべき課題があることも明らかです。統廃合による課題解決を図る手立てを示すことが必要であり、以降に示す課題については、保護者や地域等とも十分に連携、協議しながら進めていく必要があると考えます。

2 答申（結論）

諮問に対する審議の結果、次の事項を答申とします。

- ①上富小学校を三芳小学校に令和 10 年度を目途に統合する
- ②竹間沢小学校の再編については保留とする
- ③三芳町立各中学校の再編については保留とする

なお、具体的な①～③の事由については、上記の基本的な考えをもとに、下記のとおり整理しています。

①上富小学校を三芳小学校に令和 10 年度を目途に統合する

上富小学校については、比較的緩やかな児童数の減少ではあるものの、令和 6 年 4 月時点で全校児童数 97 人、令和 11 年度入学予定者数が 5 人で全校児童数は 77 人になると見込まれています。上富地区はほぼ全域が市街化調整区域であり、今後の住宅開発や人口増、それに伴う児童数増が見込まれにくい現状です。このことから、上富小学校は令和 10 年度を目途に再編できるよう準備を進めていく必要があると考えます。

統合の形としては、校舎の規模や人数を考慮し、上富小学校を三芳小学校に統合することとします。これにより、上富小学校区の児童の通学距離が大幅に延びることが見込まれます。この点に関しては、保護者の懸念が最も大きい部分であることが、実施したアンケートからも明らかであり、スクールバスの導入など、児童の過度な負担とならない通学方法について十分な対応が求められます。

②竹間沢小学校の再編については保留とする

竹間沢小学校についても、比較的緩やかな児童数の減少であり、令和 6 年 4 月時点で全校児童数 191 人、令和 11 年度入学予定者数が 17 人で全校児童数 160 人になると見込まれています。基本方針が示す 1 学年 2 学級以上を満たす学年は 1 学年のみであり、協働的な学びの充実や多様な人間関係の形成などといった点において、状況は上富小学校と同様であると言えます。

しかしながら、竹間沢地区には市街化区域もあり、令和 6 年度中に新築大型マンションが完成するなど、上富との地域特性の違いから、今後人口増及び児童数増の可能性も見込まれます。また、少なくとも令和 11 年度までは 1 学年 2 学級の学年もあり、（1 学級の人数も 2 桁を維持できる展望であることから、）今後の動向を見守っていく余地があると考えられます。

これらのことから、竹間沢小学校においては、児童数の推移等を注視しながら検討を継続することが望ましいと考えます。

③三芳町立各中学校の再編については保留とする

各中学校については、藤久保中学校の生徒数が令和 11 年度まで増加傾向であるものの、令和 12 年度以降は減少傾向に転じ、三芳中学校と三芳東中学校は今後減少の一途を辿る見込みとなっています。しかしながら、少なくとも今後 10 年程度はクラス替えが可能である 1 学年複数学級が維持できる見込みです。また、すべての教科で本採用の教員を確保できる学校全体の学級数であり、当面は、早急に再編に取り掛からなくてはならないという状況ではありません。

今後、生徒数減少の加速化、単学級の学年の出現、一部教科で本採用の教科担当教員の配置ができないなどといった状況が見込まれる場合などには、適切な時期に中学校再編を検討する必要があるとの結論に至りました。

3 統合の実施に係る条件

子どもたちの「学校」という場でのよりよい教育を進めていく観点から、前述のような結論を出したところではありますが、学校再編は、町の状況や住民の生活に大きな変化をもたらす可能性があります。児童生徒への直接的な影響としては、学校再編により通学区域が広がると通学距離が長くなり、これまでの通学方法では通学に支障をきたす児童生徒が増加したり、保護者においても、学校行事や授業参観への参加などに支障をきたしたりすることが考えられます。また、これまで地域の学校として成り立っていた学校がなくなることで、保護者・地域との関係も変わってくるのが想定されます。

このため、町及び教育委員会においては、(仮称)三芳町学校再編計画(以下、「再編計画」)策定に当たっては、以下の事項にも目を向け、関係各部署や保護者等と十分な調整を図っていく必要があります。また、再編計画策定後に統合を実施するにあたっては、学校関係者や保護者、地域の方々との合意形成を図りながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めていくことを望みます。

(1) 通学

通学については、統合される学校における児童への心身の負荷を最小限とすることが必要です。審議会において実施したアンケートの結果を見ると、通学については、保護者からの懸念が最も大きい割合を占めました。審議会においても、基本方針に示される距離では、特に小学校低学年の負担が大きいという意見も多く上がっていました。基本方針に示された距離だけでなく、状況をさらに研究し、児童の安全面を第一に、心身の過度な負担とならないことを考慮した通学方法とすることが重要です。

なお、上富小学校の児童が三芳小学校に通学することとなった場合は、スクールバス等の通学手段の継続的かつ安定した確保が必要です。この点について、審議会の中で教育委員会事務局より、スクールバス等の通学手段の確保については取り組むべきものとして示されたところですが、実際に利用することになる人たちとの十分な協議を行うことを求めます。

また、スクールバス等の通学手段に限らず、交通指導員の配置やスクールゾーンの設定、看板の設置等、通学路の整備についても子どもたちがより安全に通学できるよう、検討を進めていくことが必要です。安全対策、特に通学のための歩道整備については、統合を実施するまでに行うことが必要であると考えます。

(2) 心のケア

学校統合によりこれまでの環境が変わるということは、児童に不安や悩みが生まれるきっかけとなります。そのため、児童が戸惑わずにいられる取組については、統合前から積極的に実施していく必要があります。

具体的には、統合校同士がなじむための交流活動(合同授業、交流活動、合同運動会

/音楽会等)の展開であったり、保護者の参観等の機会を設けたりすることが考えられます。加えて、統合後の学校において、小規模校側の教職員を複数配置するなど、教職員の構成についても配慮が求められます。

また、新たな人間関係から生じる可能性のあるいじめや、環境の変化や人間関係に起因する登校しぶり、不登校が発生する可能性も考えられます。日ごろの丁寧な児童観察、きめ細やかな対応による未然防止、報告・連絡・相談体制の充実に努めていく必要があります。

他にも、不安が生まれた際に気軽に相談が出来るスクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の充実を図ることで、児童はもちろん、保護者等の不安を解消していくことが必要です。

(3) 放課後への配慮

現状の学校において確保されている放課後の時間についても、配慮をしていくことが必要です。例えば、現在、放課後の遊び場を学校の校庭としている子どもたちが身体を動かせる場所の確保であったり、学童保育室では、統合先の学校はもちろん、統合される学校からの希望者も全員通室できるようにしたりする仕組みが必要です。また、放課後に遊びの時間を確保できるよう、日課表やスクールバスの時間の設定にも工夫をしていく必要があります。

(4) 保護者・地域

児童の教育環境への配慮はもちろん、保護者の参観の機会や学校行事への参加の利便性、学童保育室の送迎についても、学校の統合により参加率が下がることがないようにするための工夫が必要です。例えば、学校敷地内や近隣に駐車場を設け、統合される側の地域の保護者の自動車利用を認めることなどを検討していく必要があります。保護者等で組織、運営するPTA組織や様々なボランティア活動等についても、統合に向けて調整をしていくことが求められます。これら統合に係る情報については、学校と保護者で用いているツールやホームページ等で積極的に発信していくこと、統合によって保護者の利便性が高まるような工夫なども望まれます。

また、学校は避難所に指定されるなど、地域の拠点でもあります。そのため、防災拠点としての位置づけや地域活性化のための活用など、跡地の利用についても十分な検討が必要です。加えて、統合される学校でのみ実施されていた郷土学習についても、地域の方々の協力を得て継続できるものについては継続していくなど、統合される側の地域も交えた新たな学校として、一体となった取組に努めていく必要があります。

(5) その他

学校指定の物品等については、保護者に経済的な負担が生じないようにすることも求められます。新しい体操着や学用品等については町から配布するなど、経済的な負担が発生しないように取り組んでいく必要があります。これは、すぐには統合を行わないと

した学校においても、今後の人口動態を見極めながら保護者に経済的負担が生じないような取り組みについて、継続して検討をしていく必要があると考えます。

統合に伴い生じる施設・設備・備品についても、事前調査を行い、既存の設備備品等の活用も含め、統合後の教育活動に支障のないよう整備を進めることが求められます。

4 終わりに

本答申では上富小学校の統合の方針を示しました。なお、本答申に対しては、一部の審議委員から、上富小学校の統合を早急に進めるべきではないとの反対意見が示されています。上富地区の保護者アンケートでは、一定数の方から存続を望む声もありました。早急に結論を出さず、人口動向や通学手段、児童・保護者や地域住民の声をさらに検討しながら、慎重に判断すべきだという意見が出されています。

審議会としては、三芳町の学校で学ぶ子どもたちの教育環境がよりよいものになること、よりよい教育が受けられるようになることが最も重要であるという考えに立って検討を進めてきました。今回の答申では具体的な再編時期等の結論に至らなかった学校についても、人口の推移を見守りつつ検討を続けると同時に、新たな教育上の課題に対応する人的、物的な整備を進めていくことを望みます。その過程で、子どもたちの学びを支えてくださる保護者や地域の方々にとっても十分な配慮が必要であることを忘れてはなりません。

この答申を受けた町及び教育委員会においては、再編計画の策定にあたって子どもや保護者を始めとした地域の方々への説明の機会を十分に設け、よりよい教育環境の構築に向けて理解を得ながら進めていっていただくことを望みます。

この審議会において様々な観点から検討をした結果、学校施設やそれに関わる財政面については答申事項としないこととしましたが、施設については、再編によって現在の施設以上の教育環境整備に努めていってほしいとも願っています。

三芳町長及び三芳町教育委員会には、この答申を尊重し、再編計画の策定に取り組んでいただくことを強く望むとともに、関係機関が一体となって将来を担う子どもたちの良好な教育環境の実現に向けた取組を進められることを切望します。また、子どもを増やしていく施策の推進についても同時に取り組み、賑わいのあるまちづくりを進めていただくことを期待しています。

資料

資料 1 三芳町学校再編等審議会条例

資料 2 三芳町学校再編等審議会委員名簿

資料 3 審議会の開催経過

資料 4 三芳町児童生徒数推計

資料 5 三芳町立学校学区図

資料 6 アンケート実施の概要と結果

三芳町学校再編等審議会条例

令和5年3月27日

条例第15号

(設置)

第1条 三芳町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教育環境の改善等を行い、持続可能な望ましい学校教育の実現に資するため、三芳町学校再編等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議し、答申する。

- (1) 小中学校の再編に関する事項
- (2) 小中学校の通学区域の編成に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小中学校の保護者を代表する者
- (3) 行政連絡区を代表する者
- (4) 小中学校の学校長
- (5) 町民のうちから公募により選出された者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年又は教育委員会の諮問に対する審議会の答申が終了する日のいずれか早い日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、必要に応じ、審議会の決定により会議を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

三芳町学校再編等審議会委員名簿

No.	氏名	区分	備考
1	岡野 雅一	(1)学識経験者	
2	佐藤 和秀	(1)学識経験者	会長
3	細谷 拓郎	(2)保護者代表	
4	大澤 純之	(2)保護者代表	
5	田畑 裕孝	(2)保護者代表	
6	松村 明子	(2)保護者代表	
7	松元 優子	(2)保護者代表	
8	高橋 敦士	(2)保護者代表	
9	明石 沙絵子	(2)保護者代表	
10	南雲 友香	(2)保護者代表	
11	西内 一夫	(3)行政連絡区代表	
12	曾我 幸也	(3)行政連絡区代表	
13	武田 和広	(3)行政連絡区代表	
14	宇佐見 宏一	(4)学校長	副会長
15	渋谷 勝	(4)学校長	令和5年度
15	織部 隆	(4)学校長	令和6年度
16	吉村 豪	(5)公募委員	
17	清水 恵美	(5)公募委員	

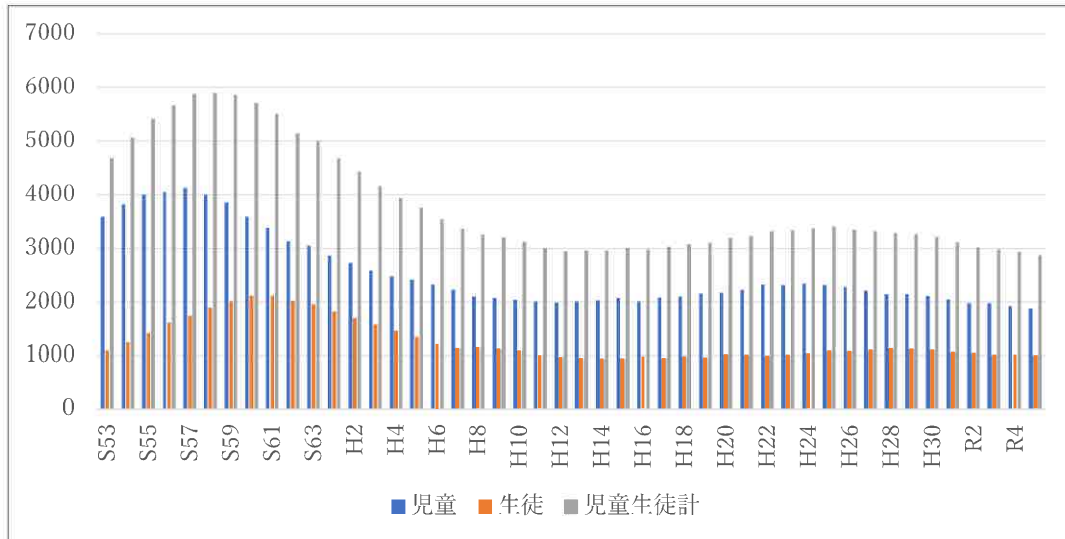
審議会の開催経過

令和5年7月20日(木)	第1回三芳町学校再編等審議会 ・三芳町学校再編等審議会の役割について ・これまでの取り組み ・三芳教育と小中学校等の現状について
令和5年8月29日(火)	第2回三芳町学校再編等審議会 ・第1回会議における調査事項等について ・今後の審議会の進め方に係る協議
令和5年11月7日(火)	第3回三芳町学校再編等審議会 ・第2回会議における調査事項等について ・諮問内容に基づく協議(グループ協議・全体協議)
令和5年12月19日(火)	第4回三芳町学校再編等審議会 ・第3回会議における調査事項等について ・課題及び意見聴取等に係る協議
令和6年2月6日(火)	第5回三芳町学校再編等審議会 ・第4回会議における調査事項等について ・課題及び意見聴取等に係る協議
令和6年2月28日 ～3月12日	上富小学校在学中世帯及び上富小学校区未就学児世帯を対象に、アンケートを実施
令和6年4月16日(火)	第6回三芳町学校再編等審議会 ・アンケート実施結果に基づく協議
令和6年5月21日(火)	第7回三芳町学校再編等審議会 ・答申に係る検討 ・課題及び意見聴取等に係る協議
令和6年6月12日 ～6月25日	竹間沢小学校在学中世帯及び竹間沢小学校区未就学児世帯を対象に、アンケートを実施
令和6年7月9日(火)	第8回三芳町学校再編等審議会 ・答申に係る検討
令和6年9月12日(木)	第9回三芳町学校再編等審議会 ・諮問内容に基づく協議(グループ協議・全体協議)
令和6年11月7日(木)	第10回三芳町学校再編等審議会 ・答申素案に係る協議
令和7年1月29日(水)	第11回三芳町学校再編等審議会 ・答申案に係る協議

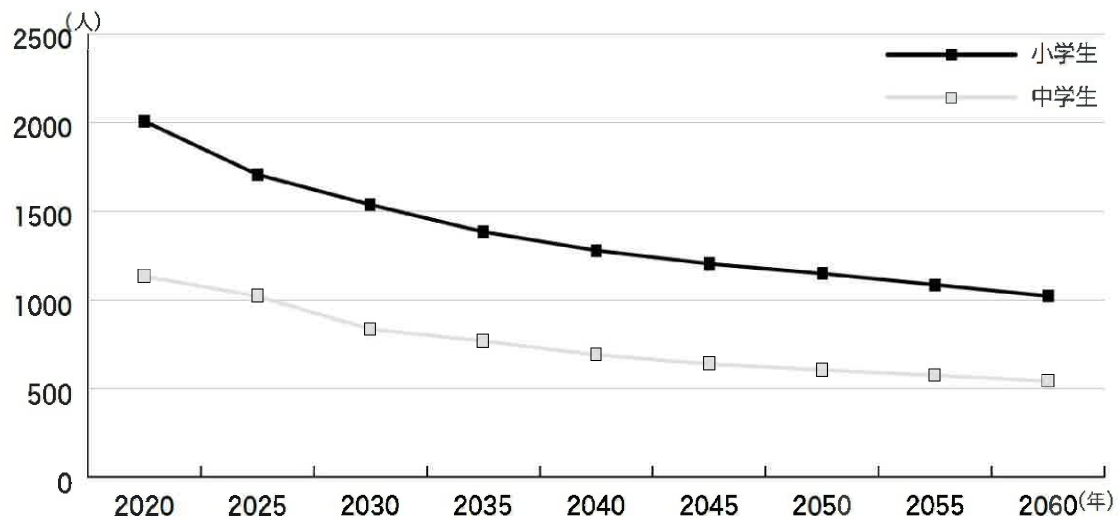
*上記のほか、委員の有志による学校見学などの現地調査等も行いました。

三芳町児童生徒数推計

●児童生徒数の推移(S53～R4)



●児童生徒数の将来推計(R2～R42)



※令和元年の人口を基準とし、コーホート要因法を用いて作成

●町立小中学校の学級数・児童生徒数の推移

※令和6年5月現在の住民登録を元に作成

クラス数（児童生徒数）

上富小学校

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	1(17)	1(11)	1(13)	1(15)	1(16)	1(5)
2年	1(14)	1(17)	1(11)	1(13)	1(15)	1(16)
3年	1(20)	1(14)	1(17)	1(11)	1(13)	1(15)
4年	1(19)	1(20)	1(14)	1(17)	1(11)	1(13)
5年	1(9)	1(19)	1(20)	1(14)	1(17)	1(11)
6年	1(16)	1(9)	1(19)	1(20)	1(14)	1(17)
児童数計	95	90	94	90	86	77

三芳小学校

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	2(50)	2(45)	1(29)	2(38)	2(38)	1(23)
2年	2(59)	2(50)	2(45)	1(29)	2(38)	2(38)
3年	2(69)	2(59)	2(50)	2(45)	1(29)	2(38)
4年	3(76)	2(69)	2(59)	2(50)	2(45)	1(29)
5年	2(72)	3(76)	2(69)	2(59)	2(50)	2(45)
6年	3(84)	2(72)	3(76)	2(69)	2(59)	2(50)
児童数計	410	371	328	290	259	223

竹間沢小学校

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	1(28)	2(37)	1(29)	1(27)	1(22)	1(17)
2年	1(32)	1(28)	2(37)	1(29)	1(27)	1(22)
3年	1(33)	1(32)	1(28)	2(37)	1(29)	1(27)
4年	2(37)	1(33)	1(32)	1(28)	2(37)	1(29)
5年	1(25)	2(37)	1(33)	1(32)	1(28)	2(37)
6年	1(36)	1(25)	2(37)	1(33)	1(32)	1(28)
児童数計	191	192	196	186	175	160

唐沢小学校

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	2(53)	2(49)	2(46)	2(44)	2(44)	2(38)
2年	2(61)	2(53)	2(49)	2(46)	2(44)	2(44)
3年	2(61)	2(61)	2(53)	2(49)	2(46)	2(44)
4年	2(67)	2(61)	2(61)	2(53)	2(49)	2(46)
5年	2(73)	2(67)	2(61)	2(61)	2(53)	2(49)
6年	2(63)	2(73)	2(67)	2(61)	2(61)	2(53)
児童数計	378	364	337	314	297	274

藤久保小学校

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1年	4(106)	4(131)	4(115)	4(112)	3(95)	3(86)
2年	4(124)	4(106)	4(131)	4(115)	4(112)	3(95)
3年	4(135)	4(124)	4(106)	4(131)	4(115)	4(112)
4年	4(120)	4(135)	4(124)	4(106)	4(131)	4(115)
5年	4(115)	4(120)	4(135)	4(124)	4(106)	4(131)
6年	3(118)	4(115)	4(120)	4(135)	4(124)	4(106)
児童数計	718	731	731	723	683	645

三芳中学校

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1年	3(104)	3(80)	3(97)	3(93)	2(74)	2(71)	2(56)	2(44)	2(55)	2(57)	1(32)
2年	3(115)	3(104)	2(80)	3(97)	3(93)	2(74)	2(71)	2(56)	2(44)	2(55)	2(57)
3年	4(143)	3(115)	3(104)	2(80)	3(97)	3(93)	2(74)	2(71)	2(56)	2(44)	2(55)
生徒数計	362	299	281	270	264	238	201	171	155	156	144
教員配置数	18	17	15	15	15	14	12	12	12	12	11

三芳東中学校

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1年	3(102)	3(102)	3(105)	3(96)	3(96)	3(81)	3(85)	2(74)	2(73)	2(66)	2(58)
2年	3(116)	3(102)	3(102)	3(105)	3(96)	3(96)	3(81)	3(85)	2(74)	2(73)	2(66)
3年	3(112)	3(116)	3(102)	3(102)	3(105)	3(96)	3(96)	3(81)	3(85)	2(74)	2(73)
生徒数計	330	320	309	303	297	273	262	240	232	213	197
教員配置数	17	17	17	17	17	17	17	15	14	12	12

藤久保中学校

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1年	4(117)	4(119)	4(119)	4(138)	4(125)	3(108)	4(130)	3(114)	3(110)	3(93)	3(88)
2年	3(109)	3(117)	3(119)	3(119)	4(138)	4(125)	3(108)	4(130)	3(114)	3(110)	3(93)
3年	3(103)	3(109)	3(117)	3(119)	3(119)	4(138)	4(125)	3(108)	4(130)	3(114)	3(110)
生徒数計	329	345	355	376	382	371	363	352	354	317	291
教員配置数	18	18	18	18	19	18	19	18	18	17	17

三芳町立学校学区図



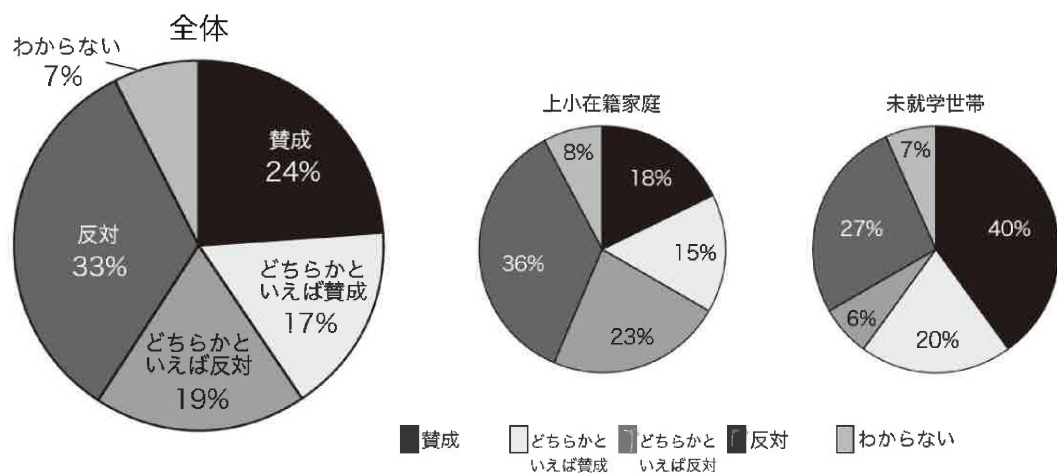
出典：学区マップ (school.mapexpert.net)

※三芳中学校区は三芳小学校区、上富小学校区を合わせた箇所。
三芳東中学校区は、唐沢小学校と竹間沢小学校を合わせた箇所。
藤久保中学校区は、藤久保小学校区と同じ箇所。

アンケート実施の概要と結果

1. 上富小学校世帯及び上富小学校区未就学児世帯対象

- 実施期間：令和6年2月28日～3月12日
- 回答率：全体51%、上小在籍家庭57%、未就学世帯39%
- 学校再編に対する考え：



2. 竹間沢小学校世帯及び竹間沢小学校区未就学児世帯対象

- 実施期間：令和6年6月12日～6月25日
- 回答率：全体49%、竹小在籍家庭51%、未就学世帯46%
- 学校再編に対する考え：

